

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

- 1 指導監査実施法人 社会福祉法人いずみの苑
- 2 指導監査実施年月日 令和5年12月11日(火)
- 3 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事項
I-5(2) 選 任及び解任	<p>貴法人の役員の改選において、評議員会の議案として当該内容を決議する前に、理事会で理事及び監事候補者を決議している記録が見られなかった。</p> <p>また、改選に伴う監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、現監事の過半数の同意を得なければならないとされているが、議事録では監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事の同意書の徴求もなかった。</p> <p>今後、評議員会の目的である事項(役員候補者案)は理事会で決議を行うこと、また、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続きをすること。</p> <p><b>根拠法令等</b> 社会福祉法第45条の9第10項 一般社団法人及び一般社団法人に関する法律 第181条 一般法人施行規則 法務省令第28号 社会福祉法施行規則 厚生労働省令第28号 社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項</p>	